

契印省略

平成20年7月14日  
東高技管第23号

支社等の長 殿  
各室部長 殿

担当取締役

調査等に関する監督及び検査要領の制定について

標記について、別添のとおり定めたので通知する。

なお、「調査等に関する監督及び検査要領の制定について」（平成18年3月2日付け東高建技第15号担当取締役）は廃止する。ただし、この要領制定日時点において契約中の業務にあっては継続し適用するものとする。

以 上

## 調査等に関する監督及び検査要領（東高技管第号）

調査等に関する監督及び検査要領を次のとおり定める。

平成20年7月14日

東日本高速道路株式会社  
担 当 取 締 役

## 目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 監督（第4条～第9条）

第3章 検査（第10条～第19条）

第4章 その他（第20条・第21条）

## 第1章 総 則

## （目的）

第1条 この要領は、東日本高速道路株式会社が締結した調査・設計・測量・試験及び研究（以下「調査等」という。）の請負契約の履行に係る監督及び検査に関する事務の取扱いについて定めることを目的とする。

## （監督員）

第2条 契約責任者は、補助者として調査等の実施を監督するための監督員を置く。

2 監督員は、次の各号に定める者とする。

一 本社及び支社（東日本高速道路株式会社組織規程（平成17年東日本高速道路株式会社規程第6号。以下「組織規程」という。）第19条第1項に規定する支社をいう。以下同じ。）の契約責任者が契約した調査等については、次に掲げる者とする。

イ 事務所（組織規程第27条第1項に規定する事務所をいう。以下同じ。）の所掌に属する調査等にあつては、当該事務所の長

ロ 事務所の所掌に属さない調査等にあつては、本社又は支社の契約責任者が自らの所属する本社又は支社の社員のうちから指名する者

二 事務所の契約責任者が契約した調査等については、当該契約責任者が自らの所属する事務所の社員のうちから指名する者とする。

## （検査員）

第3条 検査責任者は、補助者として調査等の検査をするための検査員を任命するものとする。

2 検査員は、次の各号に定めるものとする。

一 本社及び支社の検査責任者が検査する調査等については、検査責任者が自らの所属する本社又は支社の社員（支社に所属する事務所の社員を含む。以下この条において同じ。）のうち、前条第2

- 項一号イに規定する監督員の所属する事務所に所属する社員以外の者から任命する者とする。
- 二 事務所の検査責任者が検査する調査等については、当該検査責任者が自らの所属する事務所の社員のうちから任命する者とする。
- 三 事務所の検査責任者は、必要があるときは、自らの所属する事務所と同一の支社に所属する他の事務所の長の同意を経て、当該他の事務所に所属する社員のうちから任命できるものとする。
- 3 支社の検査責任者は、東日本高速道路株式会社組織規定（平成17年度規定第6号）第20条第2項の規定に基づく業務区域外の事務を取り扱うときは、任命しようとする社員の所属長の同意を経て、自らの所属する本社又は支社の社員以外の社員から検査員を任命することができる。
- 4 検査責任者は、当該調査等の監督事務に従事する社員以外の社員のうちから、原則として事務及び技術を担当する社員それぞれ1名以上を検査員に任命し、そのうち1名を主任検査員として検査に関する事務について他の検査員を統轄させるものとする。

## 第2章 監督

（副監督員、主任補助監督員及び補助監督員）

第4条 監督員の事務を補助させるため、第2条第2項第1号にあっては、主任補助監督員及び補助監督員を、同項第2号にあっては、補助監督員を置く。ただし、第2条第2項第1号において監督員が必要と認めた場合には副監督員を置くことができる。

2 副監督員及び主任補助監督員は、第2条第2項第1号イにあっては、監督員の所属する事務所の社員のうちから、同項第1号ロにあっては、監督員の所属する本社又は支社の社員のうちから監督員が指名する。

3 補助監督員は、第2条第2項第1号イ及び同項第2号にあっては、監督員の所属する事務所の社員及び契約責任者が補助監督員に関する事務を第三者に委託した場合にはその者のうちから、同項第1号ロにあっては、監督員の所属する本社又は支社の社員及び契約責任者が補助監督員に関する事務を第三者に委託した場合にはその者のうちから監督員が指名する。

（指揮監督）

第5条 監督員は、副監督員、主任補助監督員及び補助監督員（以下「主任補助監督員等」という。）を指揮監督する。

2 副監督員は、監督員を補佐し、主任補助監督員及び補助監督員の行う事務に関して必要な助言を行う。

3 主任補助監督員は、補助監督員の行う事務を総括する。

（監督員、副監督員、主任補助監督員及び補助監督員の任務）

第6条 監督員、副監督員、主任補助監督員及び補助監督員は、調査等の行われる箇所の状況に精通し、調査等請負契約書、図面、共通仕様書、特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき

諸基準を含む。)、入札者に対する指示書、現場説明に対する質問回答書及びこれらを補足する書類(以下「契約書等」という。)に基づいて調査等が完全に履行されるよう監督するものとし、これにより請負人(調査等請負契約書第10条に規定する管理技術者を含む。以下同じ。)に必要な指示を与えなければならない。

(監督員の権限の委任)

第7条 監督員は、契約書類で規定された権限の一部を副監督員、主任補助監督員及び補助監督員に委任することができる。

(監督員、副監督員、主任補助監督員及び補助監督員の通知)

第8条 契約責任者は、第2条第2項の規定により、監督員を指名したときは、当該監督員の氏名を請負人に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、第4条第2項の規定により副監督員、主任補助監督員を指名したとき及び同条第3項の規定により補助監督員を指名したとき並びに前条の規定により権限の一部を委任したときは、その者の氏名及びその権限の内容を請負人に通知しなければならない。副監督員、主任補助監督員及び補助監督員を変更したときも同様とする。

(副監督員及び主任補助監督員の職務の代行)

第9条 副監督員及び主任補助監督員に事故あるときは、監督員は第7条の規定に基づき委任した主任補助監督員等への権限を解除し、その事務を自ら行うものとし、その旨を請負人に通知しなければならない。

### 第3章 検査

(検査の種類)

第10条 この要領において検査とは、業務内容確認検査、完了検査及び一部完了検査並びに部分使用検査をいう。

2 業務内容確認検査は、完了検査又は一部完了検査に先立ち、成果品原図を用いて契約書等に基づく成果内容であることを確認するために行うものとし、請負人から業務完了届の提出を受けた日から起算して10日以内に行わなければならない。

3 完了検査は、部分使用検査において検査した部分を含んだ完成したすべての調査等について行うものとし、請負人から完了届の提出を受けた日から起算して14日以内に行わなければならない。

4 一部完了検査は、契約責任者が設計図書において業務の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分の業務が完了した場合において行う。

5 部分使用検査は、調査等の施行の途中において、業務が完了する前に成果品の一部を使用する場合に当該調査等について行う。

(検査の依頼)

第11条 契約責任者は、請負人から業務完了届が提出されたときは、その旨を記載した検査依頼書により、検査責任者に検査を依頼しなければならない。

調査等完了届又は調査等一部完了届が提出されたときも同様とする。

2 検査責任者は、契約責任者から検査の依頼を受けたときは、検査を実施しなければならない。

3 第1項において事務所の契約責任者は、検査依頼書を省略するものとする。

(監督員の行う検査)

第12条 第10条第5項に規定する部分使用検査については、第3条第4項の規定にかかわらず、第2条第2項に規定する監督員、第4条第2項に規定する副監督員及び主任補助監督員並びに同条第3項に規定する補助監督員のうち社員である者を検査員とし、そのうち監督員を主任検査員とする。この場合において、検査責任者は、検査員の任命に係る辞令の交付は行わないものとし第13条及び第14条の規定は適用しないものとする。

2 主任検査員は、第10条第2項の検査に合格し、報告書(報告書紙及び報告書電子データ)の製本・作成、マイクロフィルムの作成及び提出の開始を認めた場合又は第17条で軽微な修正又は補完と認められた場合は監督員に検査を委任するものとし、業務内容確認検査調書に完了検査を監督員に委任する内容を記載する。監督員は委任された内容に基づき完了検査を実施した場合は、完了検査調書を主任検査員に報告するものとする。

(任命書の提示)

第13条 検査員は、検査を行うに当たり任命書(別記様式第1号)を携帯し、関係人の要求があったときはこれを提示しなければならない。

(検査に対する協力等)

第14条 検査員は、検査の実施のため必要があると認めるときは、監督員に書類及び物件の提示若しくは事実の説明を求め、又は人員、資器材等の提供について要求することができるものとする。

(検査の内容)

第15条 検査は、第10条第2項、第3項及び第4項並びに第5項に掲げる検査の内容は、次の各号に定めるところにより行うものとし、その適否を判定するものとする。

2 検査員は、業務内容確認検査を次の各号に掲げる事項について検査を行うものとする。

一 調査等の実施に適用した諸条件(設計図書・調査等打合簿・調査等指示書)

二 諸条件との出来形の整合性、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来栄

三 調査等の監督状況(調査等の打合せ事項及び指示事項の適否を含む。)

四 調査等の進ちょく状況

五 前各号に掲げるもののほか必要な事項

3 完了検査または一部完了検査は、次の各号に掲げる事項について検査を行うものとする。

- 一 成果品（紙）の製本状況
- 二 成果品（電子データ）の作成及び動作状況
- 三 マイクロフィルムの作成及び提出状況

（立会）

第16条 検査員は、検査時、監督員、主任補助監督員及び補助監督員を立会させなければならない。

（修正又は補完）

第17条 主任検査員は、検査の結果、調査等の出来形等について修正又は補完を要すると認めた場合は、その旨を検査責任者に報告し、検査責任者はこれらを契約責任者に通知しなければならない。ただし、軽微な修正又は補完については、主任検査員が請負人に対し期限を定めて修正又は補完を命ずるよう指示することができるものとし、当該命令を次項に規定する修正又は補完の請求とみなす。この場合の検査は、監督員に委任するものとする。

2 契約責任者は、前項の通知を受けたときは、請負人に期限を定めて修正又は補完を請求しなければならない。

3 検査責任者は、前項の修正又は補完が完了したときは、直ちに当該修正又は補完を完了した部分につき検査しなければならない。

（検査の復命）

第18条 主任検査員は、所定の検査を完了したときは、速やかに、業務内容確認検査調書（別記様式第2号イ）及び完了検査調書（別記様式第2号ロ）を作成し、検査責任者に復命しなければならない。

（契約責任者への通知）

第19条 検査責任者は、前条の復命を受けたときは、速やかに検査結果通知書に前条に規定する検査調書を添付の上、契約責任者に通知しなければならない。

2 事務所の検査責任者が行う検査にあつては、前項の規定にかかわらず、事務所の検査責任者は事務所の契約責任者へ検査結果を通知することを省略するものとする。

#### 第4章 その他

（様式）

第20条 この要領において、完了届その他の書類の様式について定めがないものにあつては、現に効力を有する通達等で規定されている様式によるものとする。

（実施細則）

第21条 この達を実施するため、必要な事項は別に定める。

以 上

別記様式第1号(イ)

検査員任命書

		整理 番号	
(氏名)	(現職)		
(内容)			
(調査等名).....の			
業務内容確認検査 完了検査 一部完了検査	の	主任検査員 検査員	を命ずる
年 月 日			
検査責任者			
職 名 氏 名 印			

(注) 用紙はJIS A列4番とする。

別記様式第2号(イ)

業務内容確認検査調書

年 月 日

検査責任者	印
課長	印

主任検査員

印

- 1 調査等名
- 2 調査等箇所
- 3 調査等概要
- 4 期 間

年 月 日から ( 日間 )

年 月 日まで

- 5 請負代金額
- 6 請負人名
- 7 業務内容確認検査において修正又は補完を指示した事項

無し ・ 有り ( )

- 8 業務内容確認検査において軽微な修正又は補完を指示し、監督員へ委任した事項

例： 担当課長に対し 軽微な補完の確認 及び 完了届提出後の完了検査

上記調査等の業務内容確認検査を下記の日時に実施したところ、契約書類のとおり完了したものと認められたので、この調書を作成します。

検査日時 平成 年 月 日 ( 時 分 )

以 上

(注) 用紙はJIS A列4番とする。

別記様式第2号(口)

完了(一部完了)検査調書

年 月 日

検査責任者	印
課長	印

主任検査員

印

- 1 調査等名
- 2 調査等箇所
- 3 調査等概要
- 4 期 間

年 月 日から  
( 日間 )  
年 月 日まで

- 5 請負代金額
- 6 請負人名
- 7 業務内容確認検査実施日時 年 月 日 ( 時 分 )
- 8 業務内容確認検査において修正又は補完を指示した事項  
無し ・ 有り ( )
- 9 業務内容確認検査において軽微な修正又は補完を指示し、監督員へ委任した事項  
例：軽微な補完の確認 及び 完了届提出後の完了検査
- 10 完了検査実施日 年 月 日 ( 時 分 )
- 11 完了検査実施結果及び実施者 合格 ・ 不合格 担当課長 印

上記調査等の完了検査を実施したところ、契約書類のとおり 年 月 日に相違なく完了したものと認められたので、この調書を作成します。

以 上

(注) 用紙はJ I S A列4番とする。